

公益社団法人 SV リーグ

表彰規程

第1条〔目的〕

本規程は、規約第80条に基づき、公益社団法人SVリーグ（以下、「SVL」という。）の表彰に関する事項について定める。

第2条〔クラブ表彰〕

(1) SVL は、SV.LEAGUE レギュラーシーズンの戦績およびポストシーズン（チャンピオンシップ）の結果に基づき、理事会において次の表彰者を選考し、賞金および記念品を授与する。

- ① チャンピオンシップ優勝：賞金 3,000 万円（税込）、チャンピオントロフィー、記念品
- ② チャンピオンシップ準優勝：賞金 1,000 万円（税込）
- ③ SV.LEAGUE 年間3位クラブ（優勝、準優勝クラブを除く、セミファイナル出場でレギュラーシーズン戦績上位のクラブ）：賞金 500 万円（税込）
- ④ SV.LEAGUE 年間4位クラブ（優勝、準優勝クラブを除く、セミファイナル出場でレギュラーシーズン戦績下位のクラブ）：賞金 250 万円（税込）
- ⑤ レギュラーシーズン優勝：賞金 1,000 万円（税込）

(2) SVL は、理事会の決議に基づき、年間の育成普及活動が他の範に値すると認められるクラブを「最優秀育成クラブ賞」として讃え、記念品を授与することができる。

(3) SVL は、理事会の決議に基づき、年間の地域貢献活動が他の範に値すると認められるクラブを「最優秀社会連携クラブ賞」として讃え、記念品を授与することができる。

第3条〔リーダーズ表彰〕

SVL は、レギュラーシーズンの個人技術成績に基づき、賞金および記念品を授与する

- ① トップスコアラー：最多得点を記録した選手に贈られる。賞金 30 万円（税込）、記念品
- ② トップスパイカー：アタック決定率部門で首位の成績の選手に贈られる。賞金 30 万円（税込）、記念品
- ③ トップサーバー：サーブ効果率部門で首位の選手に贈られる。賞金 30 万円（税込）、記念品

- ④ トップブロッカー：ブロック決定本数部門で首位の選手に贈られる。賞金 30 万円（税込）、記念品
- ⑤ トップサーブレシーバー：サーブレシーブ成功率部門で首位の選手に贈られる。賞金 30 万円（税込）、記念品

第 4 条〔個人表彰〕

- (1) SVL は、SV リーグレギュラーシーズンおよびチャンピオンシップの戦績に基づき、次の各賞を選考し、賞金および記念品を授与する。なお、第 8 号はグリーンカードの獲得 5 枚以上/年を対象とし、また第 8 号乃至第 9 号について該当者がいない場合は表彰なしとする。
 - ① レギュラーシーズン MVP：賞金 100 万円（税込）、記念品
 - ② レギュラーシーズンベスト 6：賞金 30 万円（税込）、記念品
 - ③ レギュラーシーズンベストリベロ：賞金 30 万円（税込）、記念品
 - ④ レギュラーシーズンベストレシーブ：賞金 30 万円（税込）、記念品
 - ⑤ レギュラーシーズン優勝ヘッドコーチ賞：賞金 50 万円（税込）、記念品
 - ⑥ チャンピオンシップ MVP：賞金 100 万円（税込）、記念品
 - ⑦ 最優秀新人賞：賞金 20 万円（税込）、記念品
 - ⑧ 最優秀フェアプレー：記念品
 - ⑨ MIP 賞：記念品
 - ⑩ 最優秀レフェリー賞：記念品
- (2) 前項の受賞者は、代表理事（チェアマン）（以下、「チェアマン」という。）が決定する。
- (3) 第 1 項第 7 号の受賞者は、「選手の契約、移籍および登録に関する規程」第 36 条第 2 項で定める新人選手の中から選考を行う。

第 5 条〔特別表彰〕

SVL は、第 2 条乃至第 4 条の他に、理事会が特に必要と認めた個人および/またはクラブの年間の活動実績に対して表彰することができる。

第 6 条〔功労者表彰〕

- (1) SVL は、SVL の発展に特に功労のあった者に対して表彰し、記念品を授与することができる。
- (2) 前項の表彰者は、SVL に加盟するクラブが推薦する者の中からチェアマンが選考した者、もしくはチェアマン自らの推薦する者に対して、理事会が決定する。

第 7 条〔SV リーグアウォーズ〕

- (1) SVL は、チャンピオンシップ終了後速やかに SV リーグアウォーズ（以下「アウォーズ」

という。)を行い、クラブや選手等の年間活動を労い、公に表彰する。

(2) アウォーズには、次の各号が出席する。

- ① SVL 役員および実行委員
- ② 受賞クラブの代表者
- ③ 受賞選手
- ④ その他の受賞者

(3) 前項の出席者の交通費および宿泊費は、競技会等旅費規程に基づき、SVL が負担する。
ただし、受賞者が海外から移動する場合は、次の各号を SVL が負担する。

- ① 国外から国内および国内から国外の移動における、航空機ビジネスクラス往復利用相当分
- ② 国内での移動にかかる交通費（競技会等旅費規程に基づく）
- ③ 国内での宿泊費（競技会等旅費規程に基づく）ただし、3 泊分を上限とする）

(4) アウォーズには、SVL が指定する関係者を招待することができる。

(5) 前 2 項は、アウォーズをオンライン開催とする場合には適用しないものとする。

第 8 条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第 9 条〔施行〕

本規程は 2024 年 7 月 1 日から施行する。

附則

〔制定〕

2024 年 5 月 15 日制定

〔改正〕

2024 年 9 月 11 日改正

2025 年 7 月 1 日改正

2025 年 7 月 16 日改正